

総務委員会会議録

令和5年12月13日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:54

【 案 件 】

1. 議案第59号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
2. 議案第71号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例
3. 議案第75号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))
4. 議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
5. 議案第87号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
6. 議案第76号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)
7. 議案第77号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
8. 議案第78号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
9. 議案第79号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
10. 議案第80号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
11. 議案第81号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
12. 議案第82号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
13. 議案第83号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)
14. 議案第84号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
15. 議案第85号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 職員の処分について (人事課)
2. 消防設備による車両損傷事故について (庄内支所市民窓口課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第59号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第59号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」についてご説明をいたします。

「令和5年度 補正予算資料」の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で歳入・歳出予算総額に4億4851万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を911億9708万4千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を補正するものでございます。

次に、4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、地方交付税の普通交付税は、決定額に基づき4億3076万4千円を減額し、市債の項目に記載しております臨時財政対策債の減額を含めた実質的な普通交付税の補正額は、4億9893万8千円の減となっております。

次に、5ページからの国庫支出金、県支出金及び6ページの市債につきましては、歳出予算の対象事業に係る財源を補正するものでございます。

5ページをお願いいたします。寄附金の企業版ふるさと応援寄附金は寄附状況を考慮しまして、5千万円を追加するものでございます。

繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正による財源調整として10億6852万9千円減額するものでございます。

ふるさと応援基金繰入金では、令和4年度に積立を行い、令和5年度に活用する基金活用額の増加が見込まれるなどの要素があるため、13億5577万5千円を追加するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費、財産管理費の旧教育施設管理費につきましては、各建物のうち普通教室棟から解体を始める関連経費として、1億5500万円を追加するものでございます。

企画費の企業版ふるさと応援基金管理費につきましては、歳入で増額した寄附金を基金に積み立てるため、基金積立金5050万円を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。民生費、児童福祉総務費の子ども医療費につきましては、医療費の増加傾向がみられることから8216万6千円を追加するものでございます。

扶助費の生活保護扶助費につきましては、生活保護者数は横ばいとなっておりますが、インフルエンザ等の感染拡大や入院の一人当たり単価が増となっていることから5億4300万円を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生総務費の市立病院小児科時間外診療事業費では、現在、飯塚急患センターで実施しております小児科受診を令和6年4月1日から飯塚市立病院に機能を移転するに当たり、その周知のための広報経費について、65万円を計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。商工費、観光費の観光集客推進事業費では、JR九州などのJR6社が地元自治体や旅行会社などと協力し、実施されるデスティネーションキャンペーン期間中に、飯塚市に県内外からの誘客を図るための関連経費として264万3千円を計上するものでございます。

教育費、教育振興費のSTEAM教育実証研究事業費では、令和6年度からSTEAM教育の実証研究を実施するため、機器の設定費用等の関連経費183万9千円を計上するものでございます。

12ページをお願いいたします。学校給食費の小学校賄材料費、中学校賄材料費では、食材の物価高騰により4174万1千円を追加するものでございます。

13ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めないことにより10件追加を行い、事業費の変更に伴い4件の翌年度繰越額の変更と、事業の見直しにより1件の廃止をするものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、債務が後年度にまたがることにより6件を追加し、契約額確定に伴い3件の限度額の変更と、事業の見直しにより1件廃止するものでございます。

今回の資料につきましては、補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付いたしておりますが、内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○財産活用課長

旧楽市小学校売却に伴う道路新設工事の必要性について、ご説明させていただきます。補足資料、楽市小学校略図を御覧ください。

旧楽市小学校周辺地域は、飯塚市立地適正化計画において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に該当していることから、当該地は売却後、住宅用地として利活用されることを想定し、

当初略図のA及びBの土地を売却する予定にしておりました。

しかし、当該地周辺道路は十分な幅員がなく、通行に支障を来すおそれがあるため、開発許可権者である福岡県の開発担当課に現状の道路状況で開発許可が出るのか相談したところ、当該地、東側の略図のC天道・堀池3号線は開発許可に必要な幅員を満たしていないことから、このままでは開発の許可は出せないだろうということでした。

ただし、福岡県と協議を行う中で、事前に市が旧楽市小学校の正門入り口部分に略図で言いますとAの箇所市道D楽市・下榎木線を延長する形で、開発許可を満たす道路を新設するのであれば、開発に係る接道要件を満たすことになり、開発許可は可能になる旨の助言をいただきましたので、Aの箇所に開発許可要件を満たす道路幅員としまして道路6メートル、歩道2メートル、道路延長としましては22メートルの部分で新設することとしまして、Bの部分売却範囲としたものでございます。

なお、売却地内の道路につきましては、事業者におきまして整備されるものであり、市が新設する道路Aから売却地西側の市道楽市・秋松線まで、市が新設する道路と同規格の道路が整備されるものでございます。このようなことから当該道路新設工事費につきましては、令和5年度当初予算に要求し、現在道路新設工事を実施しております、当該工事による周辺家屋に対する振動等の影響調査委託費について、今回の補正予算にて要求しているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○学校教育課長

審査要望がございましたICT教育推進事業委託料、業者の選定及び業務内容についてご説明いたします。

まず、業者の選定から入札に至る過程でございますが、ICT教育推進事業委託の業者選定につきましては、事業内容に鑑みまして、事業者に求める要件を3点設定しております。

まず1点目は、市内に事務所を有すること。2点目は、同様の事業実績があること。3点目は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを有し、適切な個人情報の管理を行っていること。これらの要件を満たす業者を飯塚市有資格者名簿の電算情報処理の委託業者の中から3者を指名しまして、指名競争入札により業者を選定いたしております。

続いて2点目ですが、ICT研究指導員7名の業務内容と、その指導員がソフトウェアセンターの自前の指導員かということですが、ICT教育推進事業委託は、ICT活用における校内研修の実施や操作支援、専門的知識を必要とする授業支援や技術指導を行うICT研究指導員を配置しまして、学校現場での支援を行うことを目的としております。ICT研究指導員は、文部科学省が示す基準、これは4校に1名というふうになっておりますが、その7名を配置することとしまして、業務内容を大きく4つの項目になっております。

1つ目は、プログラミング教育などの高度な専門的知識を必要とする場合の授業支援や、授業計画の作成支援、ICT機器を利用した、教材作成などの授業支援、2つ目は、校務支援システムの操作支援や、ホームページ等での家庭等への情報発信支援などの校務支援、3つ目は、事業支援アプリやドリル等のアカウントの管理、障害時のトラブル対応などの環境整備、4点目は、研修企画の提案・助言やICT機器の効果的な活用方法に関する研修などの校内研修というふうになっております。なお、ICT教育推進事業委託における7名のICT研究指導員は、受託業者の社員になっております。以上で、ICT教育推進事業委託料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

市立病院の小児科時間外診療事業費についてお聞きいたします。来年度から、急患センター

での小児科の部分が、市立病院へ移管されるというふうな形で、予算計上されております。これに関連してなんですが、広告料と広報物品等作成委託料という形で計上してあるんですが、等と書いてあるのでここにどういったものが含まれるのか、ご案内いただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:16

再 開 10:16

委員会を再開いたします。

○江口委員

市立病院の小児科時間外診療事業費として予算計上されております。来年4月から、急患センターでやっている小児科の部分が、市立病院に移管されるということに伴うものというふうな形で予算資料に書いておりますが、実際の支出について広告料と広報物品等作成委託料、等と書いてあるんですが、実際どのようなものが含まれるのか、ご案内いただけますか。

○健幸保健課長補佐

小児時間外診療の分で上げている分の広告の内訳なんですが、実際、急患センターのほうから飯塚市立病院のほうで、小児科時間外診療を2024年4月から開始するという形を、広く市民に知らせるための広告のデザインをつくる分の委託と、また、市内にあるフリーペーパーマガジンへの掲載という形で、広告料を掲載しております。

○江口委員

まるっと広報業務のみというふうな形なんですね。そもそもこの急患センターの小児科の部分の移管については、どのような経緯でなされるのか、お聞かせください。

○健幸保健課長補佐

2024年4月から、医師の働き方改革に伴い地域の拠点病院である飯塚病院が、小児の時間外診療である、一次救急、ウォークインの診療をやめることで、第二次医療、第三次医療に特化するという形を表明されておまして、小児の時間外診療で、夜間にお子さんが熱が出たとかいう形の分の受け入れる病院が、現在は急患センターのほうで、小児科という形で診療をしておるのですが、飯塚病院がやめることで、飯塚病院に今までお越しになっていた患者様が急患センターのほうでは、施設の広さ等、受け入れることが難しいのではないかという形で、急患センターの運営協議会と医師会関係機関等で協議しまして、飯塚市立病院のほうで、受け入れてくださるという形が、昨年決定いたしました。そこで、飯塚市立病院のほうで、2024年4月から開始することに伴い、今回、広告費を上げさせていただいている形をとっております。

○江口委員

そもそも急患センターそのものは、そういった部分、働き方改革は抜きにすると、きちんと輪番ではないけれど、地域の開業医の皆様方が受入れてくださるということでスタートしたんだと思っています。片一方で市立病院に移管して、果たして十分な受入れができるのかというと、どうなんだろうという部分があります。市立病院の体制、現在がどのような体制で、4月からはどのような体制になるのか。受入れ可能なだけの体制整備が4月から行われるのかどうか、その点はどうなっておりますか。

○健幸保健課長補佐

現在、市立病院のほうでは、小児科の勤務医が常勤で1名、嘱託という形で1名の2名体制で対応しておるのですが、質問委員が言われましたように、今その急患センターの運営につきましても、地元の医師会の開業されている小児科医のご協力をいただいて対応している状況でございます。2024年4月からも運営につきましても、地元医師会の協力のもと、地元で開業されている小児科医、または、内科で小児科を担当していただける内科医のご協力と、大学

医局のほうにも医師派遣についてお願いしております、そこで地元の開業医及び大学からの派遣で、医師の勤務体制を整える準備をしております。

○江口委員

となると体制がとれているというよりも、これから整備していくんだよ。医局にお願いしたり、片一方では内科医、市立病院内科医の方々にお手伝いいただくというふうな形でいいですか。

○健幸保健課長補佐

市立病院につきましては、小児科医のほうのご協力をいただきまして、地元医師会のほうでは、小児科医をはじめ地元で内科はされているけど、小児科もみれるよという、医師の先生方のご協力をいただいたところで整備を整えている、準備をしているところでございます。

○江口委員

もともと急患センターも地元の医療機関の先生方にご協力いただいてやっているわけですよ。それがそのまま急患センターから市立病院のほうに場所が変わるんですね。狭かったのが広くなるというふうなことかもしれないけど、片一方で、診療体制として市立病院のほうで、今回を機会に常勤の医師が増えるとか、そういった形はあるんでしょうか。

○健幸保健課長補佐

現在、市立病院での勤務医の体制につきましては、健幸保険課のほうではちょっと把握できていないんですが、現状の市立病院の勤務医プラス、地元の開業されている小児科医の先生の応援、また内科の先生の応援及び大学医局からの医師派遣の先生の応援等で、2024年4月から開始できるような体制について準備を進めるところでございます。

○江口委員

今回のきっかけが、飯塚病院の働き方改革で、医師の働き方改革なんですよ。医師の働き方改革は飯塚病院に限ったことではなくて、当然のところながら市立病院も同様だと思うんだけど、市立病院については、小児科の体制は変わらないでしょう、今の話だとね。そしてご協力いただくのは、地域の開業医の先生方、小児科だけではなく内科の先生方、それは急患センターだろうが、市立病院では変わらないわけですよ。プラスであり得るのは大学の医局の協力というところなのかなと思ったりするんですけど。同じように働き方改革がなされるとなると、十分な診療体制がとれるのかなというのをちょっと不安に思ったりするんです。ぜひその部分に関しては、市として、きちんとこれを小児科の救急の分をお願いするのであれば、その分の広報、知ってもらうための努力も必要なんだけれど、体制を整備するための支援というのも考えていいのかなと思ったりはします。そしてそれは、医師だけに限らずスタッフ全般についてだと思っています。看護師については、ある程度数がいると届いているんですが、片一方で小児救急の現場では、虐待を受けた子どもともこられることがあったりするんです。そんなときに必要なのが、ソーシャルワーカーの方々が必要になってきたりするんです。ぜひその点についても市立病院と協議の上、きちんと対応できるような体制がとれるようにしていただきたいと思いますが、その点について今まで協議をなさったことはありますか。

○健幸保健課長補佐

質問委員が言われましたスタッフの体制につきましては、看護師等につきましては、今、市立病院の看護師の方が、飯塚病院のご協力を受けまして、実地の研修等をやっておるような状況がございます。また、薬剤師につきましては、市立病院の薬剤師の部分が不足しておる部分もありますので、地元の薬剤師会のほうに派遣を依頼という形でご協力をお願いをしているところでございます。また虐待等の問題につきましては、市立病院の定例会という形の関係機関が集まって、関係者が集まって毎月1回程度協議をしているんですが、地元医師会の専務理事、また飯塚病院からも小児科の部長が入っていただきまして、虐待等の話につきましても、どう相談するかという形で協議した経緯はございます。

○江口委員

相談されたのはいいんだけど、その結果、その体制整備については何らかの対策というところまでいっているのかどうか、その点はいかがでしょう。

○健幸保健課長補佐

実際、市立病院のほうでも急患という形の分で、内科、外科のほうで夜にしていますが、虐待等あれば、保健所やいろいろな関係機関等に実際に電話する体制というのは、整っているという形でお聞きしております。

○委員長

補正予算の件ですから、あまり深いところまでは。

○江口委員

その体制について大丈夫だろうかという心配する声は漏れ聞こえておりますので、その点十分に配慮して、改めて検討していただきたいとお願いをしておきます。

次に、教育費の学校給食賄材料費――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：27

再 開 10：29

委員会を再開いたします。

○江口委員

改めまして、学校給食の賄材料費に関して物価高騰に対して、補正予算が組まれています。今回の補正に関して、1人当たりというか、1食当たりでもいいんだけど、どのぐらいの金額になるのか。まず、教えてくださいませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：30

再 開 10：31

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

失礼いたしました。1食当たりということでございますが、小学校の日額単価で、プラス28円、238円がプラス28円足しまして266円。中学校につきましては、1食単価287円が34円足しまして、321円となっております。

○江口委員

この学校給食費については、別の自治体では値上げをされるという自治体もお聞きいたします。今回補正予算では市費での対応となったわけですが、値上げとか、そういった部分の検討については、今回なされなかったのかどうか。お聞かせいただけますか。

○学校給食課長

値上げということでございますけれども、令和5年度につきましては、確かに食材費の高騰がずっと続いておりまして、値上げの検討に来ている時期とは考えてはおりますけれども、給食費にそのまま転嫁するということは、さすがに現在の家計の状況を考えますと転嫁することは難しいというふうに考えてはおります。令和6年度のこととなりますけれども、国の無償化の政策の状況等もございますので、そういった国の動向も注視しながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

○江口委員

今回については、検討したんだけど、家計の状況を見ると難しいので市費で行った。来年度については、国の動向を見ながら検討しますという、給食費の改定も含めて検討しますと

いうことなんでしょうか、今の答弁は。

○学校給食課長

現時点で申し上げますと、令和6年度の予算の考え方につきましては、5年度の補正予算と同じような考え方をしております。したがって検討の時期には入っておりますけれども、このような状況がまた続きましたら、同様の考え方で、賄材料費の額を増額するなどの対応で考えていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

5ページのふるさと応援のところです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：34

再 開 10：35

委員会を再開いたします。

○奥山委員

5ページのふるさと応援のところをちょっとお伺いいたしたいと思います。ふるさと応援基金繰入金のところ、13億5500万円がプラスなっていますが内容をちょっとお伺いいたします。

○財政課長

今回のふるさと応援基金の繰入金のところになりますが、こちらは当初予算での活用事業のほうが一応事業費としては約16億円程度を見込んでおりました。今回、こちら令和4年度の寄附額の確定と、また令和4年度の募集経費に係る経費や、令和5年度の募集経費に係る経費、そちらの決算が一応見込まれたことから、今回新たに令和6年度の寄附額に対する令和5年度に活用できる活用事業費が29億5千万円程度見込まれたことからその差を今回補正するものとなっております。

○奥山委員

質問が分かりづらかったかもしれませんが、今回の10月から経費というんですかね、ふるさと納税で返礼品等を含めたところの経費が5割までしか使えないよということになったんですかね。それに伴ってこの増えたということでもいいんですかね。駆け込みで注文をいただいたとか、注文というか、ふるさと納税をされて増えたとかいうことはないですか、この中に。

○財政課長

今回の補正につきましては、令和4年度の寄附額に対するもので補正をさせていただいております。委員が今おっしゃいました令和5年度の一応10月以降の経費の部分に関しては、今度の令和6年度の当初予算を編成するときの積算内容となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

8ページの部分の移住支援助成事業、この部分と楽市小学校道路新設工事の周辺環境影響調査委託料、千三百万円何がし、この2点について質問したいと思いますので、お願いします。

それでは、まず8ページの総務費、総務管理費、地域振興費の定住化促進事業、これの補正で740万円の計上があります。これはそもそも640万円ぐらいだったわけですけど、これの内訳と内容についてお願いします。

○総合政策課長

当初予算におきましては、640万円の予算計上しておりますけれども、こちらについては

移住者について、単身世帯4件、2人以上の世帯2件、それから18歳未満の世帯員の帯同2件と見込んで予算を計上しておりました。しかしながら今年度11月末現在で、既に単身世帯2件、2人以上の世帯4件、18歳未満の世帯員の帯同が3件の移住者に、610万円を既に助成しており、現在も相談が寄せられる中、数世帯の方の移住が予定されている状況でありますことから、新たに追加分として、単身世帯4件、2人以上の世帯3件、18歳未満の世帯の帯同3件分を、今後の見込みとして積算して740万1千円を追加計上しております。

○吉田委員

人口が増えることは非常にありがたいことなんですけど、これは3月までの見込みで出されたという形でよろしいですか。

○総合政策課長

そのとおりでございます。

○吉田委員

まず、補正はいいんですけど、例年事業開始から何年か経過していると思うんですけど、ちなみに去年と一昨年ぐらいの数字について、分かればお願いします。

○総合政策課長

令和3年度につきましては、単身で1件、それから昨年度は、世帯が2件と単身1件の3件となっております。

○吉田委員

令和3年、4年についてはそれほど利用がなかったけど、今年度に入ってから利用が拡大しているということでもあります。非常に飯塚市にとってはありがたいことなので、まずこのデータをもとに来年度予算についても、ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして楽市小学校道路新設の周辺環境影響調査委託料について図面が出ていましたね。略図をいただいているんですけど、これのご説明によるとBの売却地、それに隣接する右上のA地点、これを市道として使われるというお話だったと思います。これには県の開発許可の関係で道路の幅員が6メートル以上なければならないというご説明だったんですけど、C地点の天道・堀池線については幅員が足りないからA地点を市道にして、ちょっと確認になりますけど、このDの楽市・下榎木線は、これも拡張されるという考え方なんですか。

○財産活用課長

質問委員が言われますD楽市・下榎木線の拡張とかは行わない予定にしております。

○吉田委員

それでは売却地の住宅用地として使われるということなんですけど、A地点を市道にするだけで、その他の道路の維持補修とかいうのはないという考え方でいいんですね。

○財産活用課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:45

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

次に、「議案第71号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第71号 LED防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書22ページをお願いします。平成26年度から「市内防犯灯LED化事業」として、株式会社フリーザシステムと10年間のリース契約を締結し、実施してきたところですが、本契約が令和5年度末をもって終了するため、関係規定を整備するものです。

議案書23ページの新旧対照表をお願いいたします。本条例は、リースに係る防犯灯の新設及び取替えの場合の受益者負担額を定めたものであるため、第2条第1号に規定する「賃貸借方式」に係る部分を改め、リース契約終了後の新設及び取替えについても現状同様に適用させるものです。

なお、同条例第4条第1項において、「市長は、前条の規定に基づき受益者それぞれの分担金の額を算出し、事業実施年度の翌年度にこれを賦課するものとする。」となっておりますことと併せて、令和5年度の新設及び取替えは、リースではなく業務委託により行っていますことから、附則において、その旨の追記を行っております。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

今、課長が言われましたリースがちょうど令和5年度末で終わるということで、その後も先日も少し質問がございましたが、まだまだ使える機材であるということ、通常であれば私が考えているところですが、リースが終わればその機材をまだ使えるということ、再リースをすることがよくあると思います。今回は再リースではないというようなことで、まだ使える期間は使いましょと。その後については、どのような形で自治会のほうが、今アンケート等、中身を見ていませんがされているようですが、どういうふうに捉えられればいいのか、私たちもどういうふうになっていくものなのか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○防災安全課長

若干説明を加えさせていただきながら、回答させていただきます。市内には、このリース事業に伴いまして、約1万2500本ほど、この機器が今リース事業として実施しております。このうち自治会等、隣組等が所有されてあります本数が約9800本、そして市が直接所管しておりますのが約2700本ほどというふうな形で、本来ですと自治会等が所有してありますといえますか、お預かりしている部分については、自治会がみていただくような形になるんですけども、それを一括して市がリース契約をしまして、もう10年間をたった間に、いわゆる引継ぎ事項がなかなかうまくいっていないところもございます。合わせまして、先ほど委員もおっしゃっていただいておりますいわゆる機器の耐久期間といえますか、寿命関係でございまして、メーカーによる説明では6万時間、約6万時間ですね、照明がつくと。このLEDの特徴として、蛍光灯と違うのは、球切れというのは起こりませんので、若干ほど照明の明るさ、これが下がってくると、6万時間たつと当初から75%ほど下がるであろうというふうな形でございます。実際にこのLED防犯灯が全国に設置されてまだ10年程度、いわゆる初期の段階から私どもは設置しておりますものですから、全国事例がございません。そこで、この6万時間という時間を、1日12時間半分ついていると考えれば14年間、14年間はメーカーの推奨時間というふうに判断しております。

それで、今年度末に10年目を迎え以降4年間の間は、取替えが不要ではないかというふうに考えているところがございます。併せまして、リースが終われば、メーカーからこの機器を一度、市が譲渡を受けて、その部分の取扱いをどうするかというふうな問題も発生しておりますことから、この期間、14年の間、いわゆる令和9年度末までは、一つの期限として、自治会と今度9800本の自治会が持たれてある本数を取扱いがちょっと難しゅうございますから、その部分と併せて今から自治会と調整を図っていきたいというふうに考えております。この協議を今年の1月には、まず前出しをさせていただいて、令和9年度までそういうふうな市が一定の間を持ちましよう、いわゆる取替えが必要になる場合、風雨とか、雷とかで機器が故障します。その分の補償は市がやりましようというふうなところで今調整を図っておりまして、令和9年度末までに自治会との調整を図りながら今後の対応を考えていきたいというふうに考えているところです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

今、ご答弁いただいた内容でちょっと確認があるんですけど、一応あと4年間、リース終了後4年間使えるということで、自治会で管理していただいている9800本について、故障とか、風水害並びに雷等、事案が発生した場合においては、ここ重要なんですけど、これは一応市の方向性としては、市で修理とか取替えをやっていくという形の認識でよろしいんですか。

○防災安全課長

委員がおっしゃるとおり、不測の事態の修繕等、こちらは市のほうで対応するというふうな形になります。

○吉田委員

今、4年間については市のほうで補修、修理はやっていただけるということなんですけど、今から自治会との協議の内容としては、4年後に向けたところの話の協議という認識の仕方よろしいんでしょうか。

○防災安全課長

いわゆるこの4年間の間に、今からこれから先の話をやっぺいこうと。例えば、リースをするのかとか、自治会が全て管理をされるのかとか、というふうなところの分についてを、今後調整を図っていきたいというふうに考えているところです。

○吉田委員

それでは、自治会ごとにいろいろ様々な特色があると思います。その中でご意見を集約されるということなんで、そのご意見を集約された中で、よりよい方法を築いていただくようお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

令和9年度に向けて検討と言われたかと思いますが、それまでの間は事業委託で行うということよろしいですかね。

○防災安全課長

そのようになるかと思ひます。

○江口委員

その事業委託で新設したりするかと思ひんですが、その点については、どんなふうをやったのでしょうか。単価契約みたいな形でやっているのか、それとも一本一本入札をしたりするのか、その点はどうなっておられますか。

○防災安全課長

市の考え方としては、全体で事業の契約を、単価契約的なものでやっていきたいなというふうに思いますが、これはまだ決定ではございませんので、今後、所管課と調整を図りたいというふうに考えております。

○江口委員

もう既に令和5年度に実施したと附則で書いてありますよね。令和5年度実施した防犯灯設置事業から適用するとあるんだけど、実際には、5年度に関してはまだ全然やっていないということでしょうか。それとももうやっているのか。

○防災安全課長

今年度は、もう既に数本実施しておりますが、それは単価契約で実施しているところです。今後発生するのは、いわゆる不測の事態の修繕の部分もございますので、その部分は一緒に考えるのか、別途で考えるのかということも含めて、今後調整を図るところでございます。

○江口委員

単価契約なり、何なりにすると当然ながら随意契約ではなくて、入札で行われるという理解でよろしいですかね。

○防災安全課長

その部分も含めて、今後調整が必要だというふうに考えているところです。

○江口委員

今年度も既に数本やったという話だったんだけど、その点はどうされたんでしょうか。

○防災安全課長

今年度の新設分は単価契約で行っております。これは入札で行っております。しかし、来年度以降の分については、それぞれの場合がございます。例えば雷で修繕をするのかとか、新設であるのかとか、それぞれで単価契約を行うのか、全体で取りまとめるのかとかいうふうなところも含めて、今後は調整を図ることが必要だというふうに考えているところです。

○江口委員

今年度については、きちんと単価契約なんだけど入札で行った。随意契約ではなくて入札で行ったということですよ。来年度についても当然のことながら、随意契約ではなく、入札が基本だよというのは間違いないですよ。

○防災安全課長

その分については、今後の課題ではありますが、いわゆる3月末までに決定をする。私どもが決定したいというふうに考えております。

○江口委員

基本は忘れずにしっかりやっていただきたいということが1点と、あと令和9年度までは、5、6、7、8年、この4年間については、この形でいくというふうな理解でよろしいですか。

○防災安全課長

自治会への説明はそのような形で理解を求めているところです。ただしこれは機械ものでございます。どのような形で、例えば本当に球切れが起こらないのかと、全体で一斉に切れることが起こらないのかというふうなことは、まだ未確定でございます。そのようなところの部分も示唆しながら、考えながら進めていきたいというふうに説明をしております。私どもの気持ちとしましては、令和9年度までは今の形、9年度まではそういう形でしたいと思っておりますが、状況に応じてその部分に変更いただくというふうな理解を説明しながら、自治会に説明しながら進めているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」）を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第75号 専決処分の承認」についてご説明をいたします。

「専決第20号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第75号」と表示しております令和5年9月28日専決分の補正予算資料をお願いいたします。3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、11月12日執行の市長選挙にかかる経費につきまして補正するもので、歳入・歳出予算総額に6921万3千円を追加して、補正後の予算総額を907億4857万1千円にしようとするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、繰入金の財政調整基金繰入金では、財源調整といたしまして6920万6千円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、市長選挙費の職員給与費としまして、2536万4千円を追加し、選挙経費に関するものとして、4384万9千円を追加するものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」）については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第87号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」、以上2件は関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「議案第87号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

まず、「議案第86号」につきましては、追加議案書の6ページをお願いいたします。

本年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容としましては、月例給の増額改定、期末勤勉手当支給月数の増でございます。

このうち、月例給の増額改定につきましては、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を初任給をはじめ若年層に重点を置き、号給が上がるにつれ改定率を逡減させる形で引き上げ、月額1千円から1万2千円の幅で引上げる内容でございます。

また、期末勤勉手当支給月数の増については、支給月数を年間0.1月分、引上げることとなっております。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、改正表にてご説明いたします。7ページをお願いいたします。改正条例第1条の「飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、第26条第2項及び第3項に規定しております期末手当の支給割合について、正規職員は100分の120を100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の67.5を100分の70に、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合について、正規職員は100分の100を100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の47.5を100分の50に改定するものでございます。

次に、8ページから15ページ上段にかけて掲載しております、別表の行政職給料表の改正につきましては、若年層に手厚いものとなっております、月額1千円から1万2千円の幅で引き上げ、平均で1.1%増額する内容となっております。

15ページに記載しております改正条例第2条の「飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を規定するもので、第26条第2項に規定しております期末手当の支給割合について、正規職員は100分の125を100分の122.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の70を100分の68.75に、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合について、正規職員は100分の105を100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の50を100分の48.75に改正するものでございます。年間引上げ分を6月期と12月期の期末勤勉手当支給割合に均等に分けて、改正するものでございます。

17ページ下段の改正条例第3条及び18ページの第4条は、いずれも「飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正」でございまして、改正条例第1条及び第2条の「飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正」の期末・勤勉手当の支給割合の改正部分を引用しておりますことから、改正するものでございます。

18ページ下段の改正条例第5条及び19ページの第6条は、いずれも「飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正」、さらに20ページの改正条例第7条及び第8条は、いずれも「飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正」でございまして、同様の改正をするものでございます。なお、いずれも、ただし書きで、別途、支給割合が規定されていることから、今回の改正による支給額の影響はございません。

最後に21ページ中段以降の「附則」につきましては、施行期日について規定しており、改正条例第1条の給料表の改定は令和5年4月1日から、改正条例第1条、第3条、第5条及び第7条の期末・勤勉手当の支給割合は令和5年12月1日にそれぞれ遡り、適用することとしております。

改正条例第2条、第4条、第6条及び第8条の令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合は令和6年4月1日から、適用することとしております。

今回の給与改定に伴い影響を受ける職員数は、一般会計、特別会計を合わせて、919人で、一人当たりの影響額は、10月1日現在の対象者のうち、一般会計と特別会計の一般職の平均で申し上げますと、月額の給料は約3743円の増、12月の期末・勤勉手当は約49630円の増となっております。

続きまして、「議案第87号」につきましては、22ページをお願いいたします。

本市一般職の給料表の改定を行いますので、これを参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定するため、また、地方自治法の改正等に伴い、会計年度任用職員についても「勤勉手当」を支給できることとなったことにより、勤勉手当の支給要件に係る規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

本条例の具体的な改正内容につきまして、改正表にてご説明いたします。23ページをお願いいたします。改正条例第1条の「飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正」につきましては、このページから30ページ上段にかけて掲載しております、別表の給料表の改正でございまして、行政職は月額1千円から1万2千円の幅で引き上げ、平均2.6%の増額、技能労務職は月額1千円から1万2800円の幅で引き上げ、平均3.0%の増額とする内容となっております。

この改正によりまして、職務の級を2級と定めた月17日勤務のパートタイム会計年度任用職員は、月額が1800円から8600円の幅で増額、職務の級を1級と定めた月17日勤務のパートタイム会計年度任用職員は、月額が7310円から9690円の幅で増額、同じく1級のフルタイム会計年度任用職員は、月額が8700円から1万2300円の幅で増額となります。

30ページに記載しております、改正条例第2条の「飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正」につきましては、令和6年度からの勤勉手当支給に関する要件を整備するため、改正するものでございます。

32ページ下段、改正条例第3条の「飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきましては、勤勉手当支給に関する会計年度任用職員の適用除外要件を削除するものでございます。

同じく34ページ、改正条例第4条「飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」、同じページ中段、改正条例第5条の「飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」につきましても、同様の改正をするものでございます。

最後に同じページ下段の「附則」につきましては、施行期日について規定しており、改正条例第1条の給料表の改定は令和6年1月1日から、また、改正条例第2条から第5条までの勤勉手当支給に関する要件の整備は令和6年4月1日から施行することとしております。

今回の給料表の改定に伴い影響を受ける会計年度任用職員職員数は、851名で、一人当たりの影響額といたしましては、会計年度任用職員の全体平均で、月額約7490円の増となっております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武委員

私のほうからは、会計年度任用職員について、ご質問したいと思いますが、先日の議案質疑においても、質疑があってございましたが、会計年度任用職員の給料表改正は、今のご説明のとおり令和6年1月1日からとなっているのはなぜかということですね、改めて理由をお聞かせください。

○人事課長

会計年度任用職員については、令和2年度の会計年度任用職員制度への移行の際、給料額については、当時、給与の減額改定が想定されていたことから、会計年度任用職員の収入の安定化を図るため、当面の間は給料表の見直しは行わない方針で、一般職の給与表とは連動しない設計としております。従いまして、もともと遡及するという考え方がない制度設計の中で、一般職の給料表とは別に会計年度任用職員の給料表を定めているところでございます。

その後、令和5年5月2日及び令和5年10月20日に総務省及び総務副大臣からの「常勤職員の給与改定された場合、それに準じて会計年度任用職員の給与改定をすることを基本とす

る」という内容の通知が発出されております。これにつきましては、今年度、総務省から初めて通知を受けたものでございまして、新たな取組みでございまして、これまでの会計年度任用職員に係る制度設計を見直すことといたしまして、職員の給料表改定に合わせて、職員の給料表を参考に会計年度任用職員の条例改正を行い、直近の給与支払いである令和6年1月から、新たに取組むという判断をしたものでございます。

○田中武委員

それでは次にいきますが、議案質疑でもご紹介があったように令和5年5月2日付で総務省から「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」が発出されております。今、ご説明があったように令和5年10月20日付、総務副大臣発出の地方公務員の給与改定等に関する取扱いについてのなかで会計年度任用職員の給与について、触れられております。内容をご紹介していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○人事課長

まずは、令和5年5月2日に総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長から、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与にかかる取扱いについて」が発出されております。その内容につきましては、「各地方公共団体におかれては、会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定実施時期を含め、当該常勤職員の給与改定にかかる取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたします。」という内容のものです。

次に、令和5年10月20日に総務副大臣のほうから「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」が発出されております。この通知における会計年度任用職員にかかる記載は、「地方自治法の一部を改正する法律の運用を踏まえ、令和6年度から対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであること。また、先ほど説明しました令和5年5月2日付の総務省通知を踏まえ、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定にかかる取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること。」という内容でございます。

○田中武委員

同様の内容の通知が重ねて、発出されておりますが、人事課として、これをどのように考えられているのでしょうか。お聞かせください。

○人事課長

総務省の通知については、会計年度任用職員の給料改定及び遡及適用の技術的助言と理解しております。これを受け本市としましては、これまで給料表の改定は年度当初としているものを、新しい制度として令和6年1月から実施することで、年度途中の給料表の改定を行い、遡及適用については令和6年度以降に実施という判断をしたものです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第87号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号」から「議案第84号」までの以上9件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第76号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第84号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、追加提案分と記載しております「令和5年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業、及び国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員の給与改定に伴う経費を補正するものでございます。

一般会計では、17億6036万8千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を929億5745万2千円にしようとするものでございます。

また、9つの特別会計のうち今回補正をいたします6つの会計で911万円を追加し、企業会計では、2つの会計で704万1千円を追加するものでございます。

一般会計、特別会計、企業会計の合計で17億7651万9千円を追加するものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に係る財源を補正いたしております。

繰入金 of 財政調整基金繰入金では、今回の給与改定に伴う財源調整といたしまして1億2915万4千円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、給与改定に伴います一般会計・特別会計の人件費につきましては、総額で1億3053万9千円追加するものでございます。

次に、民生費、社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費では、住民税非課税世帯に対し一世帯当たり7万円を給付するため、16億3111万9千円を計上いたしております。

次に、繰越明許費の補正につきましては、今回の繰越明許費の給付スケジュールは、1月中旬に対象者のほうに確認書を送付いたしまして、その確認書が届きしだい1月末から支給を開始することを計画しております。今回の給付については早急に取り組を行っていますが、状況によっては完了が見込めない場合もありますので設定いたしております。

5ページの国民健康保険特別会計から8ページの駐車場事業特別会計までの特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計につきましても、一般会計と同様の給与改定の理由により補正をいたしております。

9ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○奥山委員

「議案第76号」、住民税非課税世帯への臨時給付金についてちょっとお伺いいたします。今、課長も言われましたが、またおおむね1月末からの振り込みになるのではないかと。年度をまたぐ場合もあるというようなことでしたが、確認書というのをお送りされるということでしたが、発送はいつ頃なされるか、お尋ねいたします。

○生活応援臨時対策室長

発送のほうは1月中旬を予定しております。

○奥山委員

その確認書が、お手元に届いて必要事項の記入があるんですかね。確認するだけなのか、記入があるのか、ちょっと中身がちょっとどういうものなのか、お尋ねいたします。

○生活応援臨時対策室長

確認書の中には令和4年度に給付していましたが臨時給付金がありますけれども、そのときに利用した口座番号等を記入しております。もしそれでよければ、そのまま名前等を書いていただいて送り返していただきますけれども、変更したい場合等があれば、新しい情報を入れて記入していただくこととなります。

○奥山委員

ちょっと時間もかなりかかるんじゃないかということで、今ファストパスというんですかね、QRコードで、それを読み取って、そこでその確認書みたいなものが見れて、間違いなければ、イエスとか、変更する場合は必要な事項を入れるというようなものがありますが、これを利用すれば、その送付期間にかかる日数とか、職員の方の確認作業であるとかというのが容易に行われるんじゃないかなと思いますけれども、これを入れるようなことは考えていらっしゃるかどうか、お伺いします。

○生活応援臨時対策室長

ファストパスを示されておりますけれども、2つの方法を使うことによって、迅速な支給ができないということも考えられますし、飯塚市においては高齢者の世帯も多ございますので、なかなか迅速な支給にはつながらないと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 令和5年度 飯塚市一般会計予算(第7号)」、「議案第77号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第78号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第79号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第80号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第81号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第82号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第83号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)」、及び「議案第84号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上9件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案9件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○業務改善・DX推進課長

「議案第85号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

追加議案、議案書3ページをお願いいたします。本議案は、効果的で効率的な行政経営の観点から行う組織の再編に伴い、事務分掌を改めるものでございます。

4 ページの新旧対照表をお願いいたします。左側の改正後の欄にてご説明させていただきます。

大きな改正点としまして、こども家庭庁の発足も踏まえ、子ども施策に特化した事務を担う部としてこども未来部を新設するものでございます。これに合わせまして、福祉部から「児童福祉等に関すること」及び「次世代育成に関すること」をこども未来部に移管するものでございます。

続いて、福祉部でございますが、高齢者のフレイル予防など成人保健分野における事業の連携充実を図るため、「保健衛生に関すること」を市民協働部から福祉部に移管するものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、補足資料の1 ページをお願いいたします。令和5年度と令和6年度の組織・機構を比較した図になります。網掛けをしているところが、変更箇所になります。右側の令和6年度（案）の欄にてご説明させていただきます。

まず、行政経営部でございます。総合政策課の課内室として、シティープロモーション推進室を新設するものでございます。

特産品・ふるさと応援課からシティープロモーション業務を移管し、移住・定住施策と絡めて事業を展開することといたしております。

2 ページをお願いいたします。新設するこども未来部に、子ども施策に係る企画及び他部署にまたがる事業の調整などを担当するこども政策課を新設するものでございます。

また、福祉部から子育て支援課及び保育課をこども未来部に移管するとともに、子育て支援課の名称をこども家庭課に変更するものでございます。

次に、福祉部でございますが、高齢介護課について、高齢化の進行による業務量の増加などを踏まえ、事務を分割し、高齢者支援課及び介護保険課を新設するものでございます。

また、高齢者のフレイル予防など成人保健分野における事業の連携充実を図るため、市民協働部から健幸保健課を福祉部に移管するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種が定期予防接種となることを考慮して、感染症対策室を健幸保険課の課内室として福祉部に移管するものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第85号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第85号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「職員の処分について」、報告を求めます。

○人事課長

「職員の処分」につきまして、ご報告いたします。

資料の2 ページをお願いいたします。本事案は、令和5年3月18日土曜日の午後2時45分頃、市民環境部の本市会計年度任用職員が酒気帯び運転で検挙されたものでございます。このたびの不祥事は、実家で昼食時に飲酒后、1時間程度しか経過していないにもかかわらず、

自家用車を運転し、300メートル先の自宅に帰宅途中に、酒気帯び運転で検挙されたものでございます。また、職場への報告を怠り、市民からの通報をもとに事実確認したところ検挙をみたものでございます。

資料の1ページをお願いいたします。事案の発覚時において、刑事処分及び行政処分が確定しておりましたので、令和5年11月30日付で、当該職員に懲戒処分の停職4か月、管理監督職員には口頭注意を申し渡したところでございます。なお、当該職員は同日付けで依願退職しております。

今後二度とこのようなことがないよう、なお一層職員への指導を徹底するとともに、職員一丸となり市民の皆様の信頼回復に努める所存でございます。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

1点だけ、当日は休みの日ということで、そのときに検挙されてありますが、警察のほうから職場とかいうところに報告が来ているのではないかというふうに思いますが、その件はあったのでしょうか。

○人事課長

警察等からのほうの報告というか、連絡はございませんでした。

○奥山委員

福岡県のホームページは、そういうふう書いてあるから、通常職場のほうとか、学校とか、生徒さん、子どもは飲みませんが、そういうのはあるんだろうというふうに思っていたんですが、なかったということなんですね。11月に市民の方からの書き込みで発覚したということだったんです。それと処分について停職4か月ということでしたが、何か規定みたいなものが、飯塚市において決められているものがあるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○人事課長

懲戒に関して、飯塚市職員の懲戒処分に関する指針というものがございまして、それについております。

○奥山委員

ちょっと中身を簡単に分ければ、酒気帯びの場合とか、酒酔いとか、いろいろパターンがあると思いますが、何か月とか、そういうのはございますか。

○人事課長

標準的な量定としましては、今回の件につきましては免職というのが基本でございます。それから考慮すべき項目というものがございまして、平常の勤務態度とか、そういったものを加味いたしまして、総合的に考慮しまして、今回量定を決定したものでございます。なお、職場への報告を怠ったという件につきましては、逆に今度は、それは加重するようなことも行っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「消防設備による車両損傷事故について」、報告を求めます。

○庄内支所市民窓口課長

「消防設備による車両損傷事故の発生について」、ご報告いたします。

お手元の資料をお願いいたします。本件事故は、令和5年11月6日月曜日、午前6時50分頃、飯塚市仁保地内の飯塚市消防団庄内方面隊第2分団消防詰所におきまして、訓練で使用した消防用ホースをホース乾燥塔に設置し、乾燥させていたところ、ホースが強風にあお

られ、隣接するアパート駐車場に駐車中の相手車両に接触し、車両天井部及び後部を損傷させたものでございます。

事故の原因としましては、乾燥等へのホース設置が完全ではなく、その確認不足が原因であります。なお、人身障害はございません。

消防団活動におけます事故防止につきましては、これまでも注意喚起を行ってまいりましたが、改めて防災安全課を通じまして、飯塚市消防団全体に対して指導を行い、事故防止に向けた注意喚起を行ったところでございます。今後は再発防止策を講じるとともに消防設備の適正管理と事故防止を徹底してまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。